

○富山県興行場法施行規則

昭和59年9月29日

富山県規則第41号

改正 昭和61年6月21日規則第47号

平成6年3月31日規則第15号

平成11年3月26日規則第4号

平成12年3月31日規則第37号

平成13年3月30日規則第27号

平成14年6月28日規則第44号

平成15年12月26日規則第83号

平成17年3月4日規則第2号

令和2年3月25日規則第11号

令和2年12月7日規則第61号

令和3年3月31日規則第29号

令和5年12月12日規則第43号

〔富山県興行場法施行細則〕を次のように定め、公布する。

富山県興行場法施行規則

(平12規則37・改称)

富山県興行場法施行細則(昭和23年富山県規則第54号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、興行場法(昭和23年法律第137号。以下「法」という。)、興行場法施行規則(昭和23年厚生省令第29号)及び富山県興行場の公衆衛生上の基準を定める条例(昭和59年富山県条例第31号)に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平12規則37・追加)

(営業許可の申請)

第2条 法第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、興行場営業許可申請書(様式第1号)をその興行場の所在地を所管する富山県厚生センター条例(平成14年富山県条例第2号)第1条に規定する厚生センターの長(以下「厚生センター所長」という。)に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 興行場の周囲200メートル以内の見取図
- (2) 興行場の各階平面図及び断面図
- (3) 興行場又はその敷地が申請者以外の者の所有である場合は、これらの所有者の承諾書
- (4) 申請者が法人（地方公共団体を除く。）である場合は、定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書

（昭61規則47・旧第2条繰上・一部改正、平12規則37・旧第1条繰下・一部改正、  
平13規則27・平14規則44・平17規則2・令2規則61・令5規則43・一部改正）  
（譲渡による営業承継の届出）

第2条の2 法第2条の2第2項の規定により譲渡による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、譲渡による興行場営業承継届出書（様式第1号の2）を厚生センター所長に提出するものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人（地方公共団体を除く。）の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書

（令5規則43・追加）

（相続による営業承継の届出）

第3条 法第2条の2第2項の規定により相続による法第2条第1項の許可を受けて興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）の地位の承継の届出をしようとする者は、相続による興行場営業承継届出書（様式第2号）を厚生センター所長に提出するものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の興行場営業者相続同意証明書（様式第3号）

（昭61規則47・追加、平12規則37・旧第2条繰下、平13規則27・平14規則44・令2規則61・令5規則43・一部改正）

（合併又は分割による営業承継の届出）

第4条 法第2条の2第2項の規定により、合併による営業者の地位の承継の届出をしよう

とする者は合併による興行場営業承継届出書（様式第4号）を、分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は分割による興行場営業承継届出書（様式第5号）を厚生センター所長に提出するものとする。

- 2 前項の届出書には、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により興行場営業を承継した法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書を添付するものとする。

（平13規則27・全改、平14規則44・平17規則2・一部改正）

（変更等の届出）

第5条 営業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から10日以内に、興行場営業許可事項変更（停止・廃止）届出書（様式第6号）により厚生センター所長にその旨を届け出るものとする。ただし、第3号及び第5号の場合にあつては戸籍法（昭和22年法律第224号）第86条第1項に規定する届出義務者が、第4号の場合にあつてはその法人の清算人が届け出るものとする。

- (1) 第2条の申請書又は前3条の届出書に記載した事項を変更したとき。
- (2) 営業の全部又は一部を停止し、又は廃止したとき。
- (3) 営業者が死亡したとき。
- (4) 営業者である法人が解散したとき。
- (5) 営業者が所在不明となつたときから6月を経過したとき。
- (6) 許可を受けた日から6月以内に営業を開始しないとき。
- (7) 引き続き6月以上休業しようとするとき。

- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

- (1) 営業施設の構造設備の変更の場合 変更内容を示す図面
- (2) 前号以外の変更の場合 変更内容を証する書類
- (3) 廃止の場合 営業許可書

（昭61規則47・旧第3条繰下・一部改正、平12規則37・旧第4条繰下・一部改正、平13規則27・平14規則44・令5規則43・一部改正）

附 則

この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（昭和61年規則第47号）抄

（施行期日）

1 この規則は、昭和61年6月24日から施行する。

附 則（平成6年規則第15号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成12年規則第37号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

3 この規則の施行前にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりした許可、認可その他の行為は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりした許可、認可その他の行為とみなす。

4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりされている許可の申請、届出その他の手続は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりされた許可の申請、届出その他の手続とみなす。

5 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成13年規則第27号）

（施行期日）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりされている許可の申請、届出その他の手続は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりされた許可の申請、届出その他の手続とみなす。

附 則（平成14年規則第44号）

（施行期日）

1 この規則は、平成14年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりされている許可の申請、届出その他の手続は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりされた許可の申請、届出その他の手続とみなす。

附 則（平成15年規則第83号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成17年規則第2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和2年規則第11号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正前の富山県興行場法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和2年規則第61号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年規則第29号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和5年規則第43号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

富山県収入証紙  
貼付欄

興行場営業許可申請書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

住所  
申請者 氏名

(電話 )

〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地、その名称及び代表者の氏名〕

興行場法第2条第1項の規定により、興行場営業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

興行場の名称						
興行場の所在地						
興行場の種別						
	敷地	m <sup>2</sup>	建物	造り 階建て	建築面積 m <sup>2</sup> 延べ面積 m <sup>2</sup>	
	区分	階	階	階	計	
興行場の 構造の 設備の 概要	観 覧 所	床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		いす席 〔座面 の幅〕	人	人	人	人
	席	観 覧 席	( m )	( m )	( m )	( m )
		座 席	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		ます 席	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
立見 席	人	人	人	人		
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

		計	人	人	人	人		
便所	男性用	小便器	個	個	個	個		
		大便器	個	個	個	個		
	女性用	個	個	個	個			
	その他	個	個	個	個			
	計	個	個	個	個			
観覧所の機械換気設備	換気能力	毎時 $m^3$ (入場者 1 人当たり毎時 $m^3$ 換気能力)						
	種別	1 空気調和設備 2 給気用送風機及び排気用送風機を有する機械換気設備 3 給気用送風機及び自然排気口による機械換気設備 4 排気用送風機及び自然給気口による機械換気設備 5 その他( )						
照明設備	照度	観覧所	上映又は上演中の場合	床面	ルクス	階段	床面	ルクス
			その他の場合		ルクス	出入口	床面から	ルクス
		ロビー			ルクス	売店	0.85メートル	ルクス
		休憩所			ルクス	楽屋	の高さの	ルクス
		便所			ルクス	入場券売場	所	ルクス
		廊下			ルクス			
温度計及び湿度計		有・無						

営業開始予定日 年 月 日	年 月 日
営業期間 (仮設興行場の場合)	年 月 日から 年 月 日まで
興行場の所有者	住所 氏名
興行場の敷地の所有者	住所 氏名
興行場の管理者	住所 氏名
その他の 参考事項	

備考 添付書類

- (1) 興行場の周囲 200 メートル以内の見取図
- (2) 興行場の各階平面図及び断面図
- (3) 興行場又はその敷地が申請者以外の者の所有である場合は、これらの所有者の承諾書
- (4) 申請者が法人(地方公共団体を除く。)である場合は、定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書

様式第1号の2（第2条の2関係）

譲渡による興行場営業承継届出書

年 月 日

富山県

厚生センター所長 殿

住所

届出者

氏名

年 月 日生

(電話番号 )

〔法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名〕

興行場の営業者の地位を譲渡により承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

営業を譲渡した者	氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）			
	住所（法人にあつては、事務所所在地）			
譲渡年月日	年 月 日			
興行場	所在地			
	名称			
許可年月日	年 月 日	許可番号	第	号

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人（地方公共団体を除く。）の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書

様式第 2 号(第 3 条関係)

相続による興行場営業承継届出書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

届出者 住 所  
氏 名  
年 月 日生  
(電話番号 )

興行場の営業者の地位を相続により承継したので、興行場法第 2 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

被相続人	住 所			
	氏 名			
被相続人との続柄			他の相続人の有無	有 ・ 無
相続開始の年月日		年 月 日		
興 行 場	所在地			
	名 称			
許 可 年 月 日		年 月 日	許可番号	第 号

備考

- 1 「他の相続人の有無」の欄は、該当する文字を○で囲むこと。
- 2 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成 17 年法務省令第 18 号)第 247 条第 5 項の規定により交付を受けた同条第 1 項に規定する法定相続情報一覧図の写しを添付すること。
- 3 相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書を添付すること。

様式第3号(第3条関係)

興行場営業者相続同意証明書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

住 所  
証明者  
氏 名  
年 月 日生

次のとおり興行場の営業者について相続があつたことを証明します。

被 相 続 人	住 所			
	氏 名			
興行場営業者の 地位を承継すべ き相続人として 選定された者	住 所			
	氏 名			
興 行 場	所 在 地			
	名 称			
許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号	

備考

証明書は、興行場の営業者の地位を承継すべき者として選定された者以外の相続人  
全員についてそれぞれ作成すること。

様式第4号(第4条関係)

合併による興行場営業承継届出書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

届出者 主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名  
(電話番号 )

興行場の営業者の地位を合併により承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

合併により消滅した法人	主たる事務所の所在地			
	名称及び代表者の氏名			
合併	年月日	年 月 日		
興行場	所在地			
	名称			
許可	年月日	年 月 日	許可番号	第 号

備考 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書を添付すること。

様式第5号(第4条関係)

分割による興行場営業承継届出書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

届出者 主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名  
(電話番号 )

興行場の営業者の地位を分割により承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

分割前の法人	主たる事務所の所在地			
	名称及び代表者の氏名			
分割	年月日	年 月 日		
興行場	所在地			
	名称			
許可	年月日	年 月 日	許可番号	第 号

備考 分割により営業を承継した法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書を添付すること。

様式第6号(第5条関係)

興行場営業許可事項変更(停止・廃止)届出書

年 月 日

富山県 厚生センター所長 殿

届出者 住 所  
氏 名  
(電話番号 )  
〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地、その名称及び代表者の氏名〕

富山県興行場法施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

興行場の名称			
興行場の所在地			
興行場の種別			
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
届出事項			
届出理由			

備考

- 1 届出事項の欄には、変更の場合にあつては変更前及び変更後の事項並びに変更年月日を、営業停止及び休業の場合にあつてはその期間を、営業廃止の場合にあつては廃止年月日を記入すること。
- 2 興行場の構造設備を変更したときは、変更内容を示す図面を添付すること。
- 3 前項以外の変更をしたときは、変更内容を証する書類を添付すること。
- 4 営業廃止の場合は、営業許可書を添付すること。

様式第1号（第2条関係）

（平11規則4・平14規則44・平15規則83・令2規則11・令2規則61・令3規則29・  
令5規則43・一部改正）

様式第1号の2（第2条の2関係）

（令5規則43・追加）

様式第2号（第3条関係）

（平13規則27・全改、平14規則44・令2規則61・一部改正）

様式第3号（第3条関係）

（昭61規則47・追加、平6規則15・平11規則4・平12規則37・平14規則44・令3  
規則29・一部改正）

様式第4号（第4条関係）

（平13規則27・全改、平14規則44・平17規則2・一部改正）

様式第5号（第4条関係）

（平13規則27・全改、平14規則44・平17規則2・一部改正）

様式第6号（第5条関係）

（平13規則27・追加、平14規則44・一部改正）